

BUSINESS

経営に役立つ情報をお届けする

商工会ニュース 増刊号

小規模事業者が経営に役立つ施策情報
を一冊に集約しました



経営指導員大木 編集

各種補助金が公募予定です

確定申告は注意しましょう

専門家を活用しましょう

記事は商工会 HP でも掲載中

令和 7 年 2 月 12 日発行



商工会 HP



X (旧 Twitter) アカウント

睦沢町商工会

〒299-4403

千葉県長生郡睦沢町上市場 911-61

TEL : 0475-44-0112

FAX : 0475-44-1969

代表 Mail : info@mutsuzawa.or.jp

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の制度が拡充されました

商工会員にはポピュラーな融資「マル経融資」。令和7年1月6日(月)申し込み分から、運転資金の返済期間が以下の通り拡充されました。

【変更点】

	改正後	改正前
貸付期間	運転資金 <u>10年以内</u> 設備資金 10年以内	運転資金 <u>7年以内</u> 設備資金 10年以内
据置期間	運転資金 <u>2年以内</u> 設備資金 2年以内	運転資金 <u>1年以内</u> 設備資金 2年以内

【マル経融資とは】

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な事業資金を無担保・無保証人・低金利でご利用できる融資制度です。

事業資金を検討している方は、まずは商工会へご相談ください。

	運転資金	設備資金
資金用途	商品（材料）仕入資金 買掛（手形）決済資金 諸経費支払資金 他	事業の設備に係る資金
融資限度額	2,000万円	
金 利	1.65%（令和7年1月20日時点）	
返済期間	10年以内 据置期間：2年以内	
担保・保証人	不 要	
事業規模	従業員が20人以下、商業・サービス業の場合は5人以下（宿泊業、娯楽業を除く）の法人・個人事業主 の方（小規模事業者）	
貸付対象者	小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方 ・商工会の経営指導を6ヶ月以上受けていること。 ・納期限の到来した税金を完納していること。 （納付すべき税額がゼロの事業者も本制度を利用できます） ・同一の商工会の地区内で1年以上事業を行っていること。 ・経営指導員の現地訪問等をうけること。 ・商工業者であり、日本政策金融公庫の貸付対象業種を営んでいること。	



マル経融資と併用可能な融資制度「賃上げ貸付利率特例制度」もご検討ください

一般のマル経と併用して使うことにより、貸付利率が低減します。

制度の概要	
貸付対象者	創業後3か月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者（以下、「賃上げ予定者」という。） （最近の決算期において既に増加している者（以下、「賃上げ済みの者」という。）を含む。）
金 利	貸付日から2年間の貸付利率を0.5%低減
制度適用のポイント	・「賃上げ予定者」、「賃上げ済みの者」ともに融資推薦者と併せて「賃上げ計画書」の提出が必要。 ・「賃上げ予定者」については、最近の決算期と比較して2.5%以上増加したことの事後確認（「賃上げ報告書」の提出）が必要。 ・一般マル経以外との併用は不可。

融資を受ける際は「睦沢町商工業近代化資金利子補給金」もご利用ください

睦沢町では、日本政策金融公庫の融資を受けた際に「利子補給金」を受けることができます。「利子補給金」とは、借入の際に支払う金利分を睦沢町が補填してくれる制度です。本制度を利用する際には条件がありますので、あらかじめご了承ください。

制度の概要	
対象貸付	日本政策金融公庫などが取り扱う設備資金
対象者	以下のいずれの要件も満たす者 ①徴税を完納していること。 ②主として、商工業により生計を維持していること。 ③町内で引き続き1年以上同一事業を営む者
補給金の対象	借入れ1件につき、1,000万円を限度
申請手続き	①契約書の写し ②償還計画表の写し ③町税納税証明書 ④直近の確定申告書の写し ⑤導入設備等に係る見積書 ⑥その他町長が必要と認める書類

確定申告に向けた税務相談会を行います【チラシ参照】

商工会では、税理士による所得税、消費税申告の個別相談会を開催いたします。他にも贈与税や相続税などの各種税金に関する相談も可能です。詳しくは別紙チラシをご覧ください。

- 開催日時：令和7年2月26日(水)13:30~16:30
令和7年3月4日(火)13:30~16:30

■開催場所：睦沢町商工会館

■講師：税理士 保泉 広道 先生

※相談は完全予約制です。ご予約は商工会までご連絡ください。

中小企業省力化投資補助金が公募中です【チラシ参照】

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択し導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

詳しくは別紙チラシやホームページをご覧ください。



補助対象	補助上限額		補助率
	補助対象としてカタログに登録された製品等	従業員数5名以上	
従業員数6~20名		500万円(750万円)	
従業員数21名以上		1,000万円(1,500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ。

第13回 事業再構築補助金が公募中です

事業再構築補助金とは、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援する補助金です。申請期限は令和7年3月26日(水)18:00まで。

事業再構築補助金の新規申請は、今回が最後になるようです。

詳しくはホームページをご覧ください



事業類型	補助上限額	補助率
<p>成長分野進出枠（通常類型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け 	<p>【従業員数 20 人以下】 1,500 万円（※2,000 万円）</p> <p>【従業員数 21～50 人】 3,000 万円（※4,000 万円）</p> <p>【従業員数 51～100 人】 4,000 万円（※5,000 万円）</p> <p>【従業員数 101 人以上】 6,000 万円（※7,000 万円） （一部廃業を伴う場合 2,000 万円上乘せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>	<p>中小 1/2（※2/3） 中堅 1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>
<p>成長分野進出枠（GX 進出類型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14 分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小 【従業員数 20 人以下】 3,000 万円（※4,000 万円） 【従業員数 21～50 人】 5,000 万円（※6,000 万円） 【従業員数 51～100 人】 7,000 万円（※8,000 万円） 【従業員数 101 人以上】 8,000 万円（※1 億円） ・ 中堅 1 億円（※1.5 億円） <p>※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>	<p>中小 1/2（※2/3） 中堅 1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合</p>
<p>コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け 	<p>【従業員数 5 人以下】 500 万円 【従業員数 6～20 人】 1,000 万円 【従業員数 21 人以上】 1,500 万円</p>	<p>中小 3/4（※2/3） 中堅 2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合</p>

持続化補助金が公募予定です

商工会でもよく使われる補助金「持続化補助金」。補助金事務局が決まり次第公募が開始されることが予想されます。

下記の内容は補助金の概要です。詳しくはホームページをご参照ください。



枠の種類	要件	補助上限	補助率	補助対象経費
一般型〈通常枠〉	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	50 万円	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は 3/4	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費
一般型〈インボイス特例〉	免税事業者から課税事業者に転換	補助上限 50 万円上乘せ		
一般型〈賃金引上げ特例〉	事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げる小規模事業者	補助上限 150 万円上乘せ		

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金が公募予定です

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援する補助金です。詳しくは右の QR コードからチラシをご覧ください。



枠の種類	要件	補助上限	補助率	補助対象経費
製品・サービス高付加価値化枠	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	750万円～2,500万円	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3	<共通> 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費
グローバル枠	海外事業の実施による国内の生産性向上	3,000万円	中小企業 1/2、小規模 2/3	

IT 導入補助金が公募予定です

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。対象となる IT ツール（ソフトウェア、サービス等）は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開（登録）されているものとなります。また、相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含まれます。詳しい情報は、専用ホームページをご覧ください。



補助対象	補助額	補助率
補助対象として登録されている製品等	最大 450 万円	1/2～4/5

事業承継・M&A 補助金が公募予定です

事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する補助金です。この補助金は 4 つの枠が用意されています。詳しくは専用ホームページをご覧ください。



枠の種類	内容
事業承継促進枠	5 年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助
専門家活用枠	M&A 時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、表明保証保険料等）を補助
PMI 推進枠	M&A 後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助
廃業・再チャレンジ枠	事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助

確定申告の際は、定額減税に注意しましょう

令和 6 年分の確定申告に限り、確定申告書の様式が変更になります。変更点は確定申告書一表に「㊤令和 6 年分 特別税額控除（3 万円×人数）」欄が追加され、「定額減税」を記載することになりました。記載が漏れた場合、源泉所得税の控除分が無効化される可能性があります。注意しましょう。



	所得税	個人住民税
本人分	3 万円	1 万円
同一生計配偶者または扶養親族 ※16 歳未満の扶養親族も対象	1 人につき 3 万円	1 人につき 1 万円

税金対策 虎の巻 vol.3

令和7年に入り毎年恒例となっている確定申告が近づいてきています。節税するには15種類ある所得控除を有効活用しなければなりません。今回は控除関係について一覧にまとめてみました。

内容	適用条件	控除額
雑損控除	災害や盗難、横領によって損害を受けた	以下のいずれか多い方 ・(差引損失額) - (総所得金額等) × 10% ・(差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円
医療費控除	一定額以上の医療費を支払った ※生計を同じくする配偶者やその他の親族も含まれる	(支払った医療費-保険金などで補填される金額) - 10万円 ※その年の所得金額が 200 万円未満の人は所得金額 × 5%
社会保険料控除	健康保険料や国民年金保険料などの社会保険料を支払った ※生計を同じくする配偶者やその他の親族も含まれる	支払った保険料の合計
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済やiDeCo ^{イデコ} の掛金を支払った	支払った掛金の合計額
生命保険料控除	生命保険や介護医療保険、個人年金保険で支払った保険料がある	一定の方法で計算した金額 (最大 12 万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った	一定の方法で計算した金額 (最大 5 万円)
寄附金控除	ふるさと納税や認定 NPO 法人等に対して寄附をした	「寄附金支出合計額」と「総所得金額等 × 40%」のいずれか少ない方 - 2,000 円
障害者控除	納税者や控除対象配偶者、扶養親族が障害者である	一人につき、 ・障害者 27 万円 ・特別障害者 40 万円 ・同居特別障害者 75 万円
寡婦控除	その年の 12 月 31 日時点で「ひとり親」に該当しない寡婦	27 万円
ひとり親控除	納税者がひとり親である	35 万円
勤労学生控除	学校に行きながら働いている ※ただし、合計所得金額が 75 万円以下	27 万円
配偶者控除	配偶者の合計所得が 48 万円以下 (給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下)	・一般控除対象配偶者は最大 38 万円 ・老人控除対象配偶者は最大 48 万円 (控除対象配偶者のうち年齢が 70 歳以上)
配偶者特別控除	納税者の合計所得が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得が 48 万円超 133 万円以下である	最大 38 万円 ※配偶者の所得金額によって異なる
扶養控除	16 歳以上の子どもや両親などを扶養している	・一般控除対象扶養親族は 38 万円 ・特定扶養親族は 63 万円 (扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満) ・老人扶養親族は最大 58 万円
基礎控除	原則、すべての人に適用	最大 48 万円 ※所得金額によって異なる

この中でも、医療費控除はポピュラーになっていますね。控除できるものとできないものがありますので注意しましょう

内容	控除の可否
治療を受けた際の治療費や医薬品代の領収書	○
病院までの電車代	○
病院までタクシーで行った時のタクシー料金	×（例外あり）
病院まで自家用車で行った時のガソリン代や駐車場料金	×
インフルエンザなどの予防接種の料金やマスク代	×
寝たきりの人などのおむつ代	要件を満たせば○

令和 10 年 10 月～、雇用保険加入対象者が拡大されます

令和 10 年 10 月 1 日より、雇用保険加入義務の条件が改正される予定です、注意しましょう。

【変更点】

	改正後	改正前
加入条件	1 週間あたりの所定労働時間が 10 時間以上で、31 日以上の雇用見込みがある方	1 週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上で、31 日以上の雇用見込みがある方

キャリアアップ助成金を活用しましょう

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下、「有期雇用労働者等」という。）の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

詳しくはホームページを参照いただくか、最寄りのハローワークへお問い合わせください。



正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し 3%以上増額
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与または退職金制度を導入し支給または積立てを実施
	社会保険適用時処遇改善コース (令和 8 年 3 月 31 日まで)	有期雇用労働者等を新たに社会保険に適用させるとともに、収入を増加させる（手当支給・賃上げ・労働時間延長）または、週所定労働時間を延長し、社会保険に適用させる

新会員のご紹介

新たに商工会の会員になられた事業所をご紹介します。

事業所名	業種	地区
ジェラートペタロ	キッチンカー	寺崎
トヤマ管理(株)	不動産管理業	佐貫
ネシ酒店	小売業	上市場

全国大会で表彰されました

令和 6 年 11 月 21 日(木)に NHK ホール（東京都）で開催された第 64 回全国大会において、これまでの精力的な活動が認められ、以下の方々が表彰されました。

部門	受賞者
役員功労者	小高 喜仁
全国連会長表彰 優良青年部	睦沢町商工会 青年部

専門家に経営相談しませんか？

商工会では経営に関して専門家と対面して無料相談ができます。経営に関するお困りごとがありましたらお気軽に商工会ご相談ください。相談の際は先生の選定や日程調整などで少し時間を要しますので早めにご相談いただくと幸いです。また予算がなくなり次第終了となります。

相談できる 専 門 家	中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、弁護士、販売士、情報処理技術者、ファイナンシャル・プランニング技能士、弁理士、建築士、省エネ診断士、宅地建物取引士、ITコーディネーター、ウェブ解析士、事業承継支援マスター、事業承継・M&A エキスパート、ビジネス法務エキスパート、ビジネスマネジャー、基本情報処理技術者、食品衛生責任者、調理師、HACCP コーディネーター、ソムリエ 他多数
相 談 例	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。 ・SNS を活用して売上を上げたいけどどうすればいいの？ ・インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。 ・材料価格高騰により利益が減少してて何とかしたい。 ・息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc

中小企業診断士の先生が商工会に来所します

中小企業診断士の先生に無料で相談できます。睦沢町商工会に来ていただいておりますので、補助金申請や経営の相談などご利用ください。日程は以下の通り。

2/27(木) 9時～16時

3月以降は日程調整中

※完全予約制です

【相談例】

新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。材料価格高騰により利益が減少してて何とかしたい。息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc



【専門家の紹介】中小企業診断士 中村 弘 先生

金融機関やコンサルティング会社の社員として、多くの企業及び社長様にお目にかかり、経営計画の策定や財務体制・人事制度の構築を習得しました。

その上で、事業会社にて雇われ社長や経営企画部長として事業経営に携わってきました。社長様に気持ちに寄り添いながら、次のステージを目指した経営体制の構築をご支援しております。

得意分野：経営戦略、事業計画策定、資金繰り、給与制度・賃金管理、組織運営、M&A、企業再生

専門家に電話・Zoom・LINE で相談しませんか？

中小企業診断士が電話・Zoom・LINE でお答えします。どんな些細な相談でも大丈夫です。お気軽にご利用ください。

TEL：043-305-5980（千葉県商工会連合会）

【これまでの相談例】

- ・建設業を経営、物価上昇の影響で収益力が低下している。
- ・事業承継を考えているが、どのように進めたらいいかわからない。
- ・補助金の活用をしたいが、活用できる補助金や手続きがわからない。etc



もしものために…、火災共済に入りませんか？

みなさまの建物、什器・機械設備・商品が火災や自然災害により損害を受けた時の補償です。千葉県火災共済協同組合の保険なので割安です。お気軽に商工会へご相談ください。

補償内容



火災



落雷



破裂・爆発



風災・雪災・雹災



水災



物体の落下・飛来・衝突



水濡れ



騒擾・集団行動などに伴う

暴力行為、労働争議



盗難

商工会の福祉共済に加入しませんか？

福祉共済とは、中小企業・小規模事業者の皆様を応援している全国商工会連合会が運営し、商工会員の皆様のご加入いただけるけがや病気を保障する共済制度です。熱中症にも対応しており今では14万人以上の会員の皆様にご利用いただいています。気になる方はお気軽に商工会へご連絡ください。

「けが」の補償

満6歳～80歳*1

けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

傷害プラン **2,000円**コース

傷害プラン **3,000円**コース

傷害プラン **4,000円**コース

「個人賠償」の補償

他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します

+

「病気」の補償※

満6歳～74歳*2

疾病による入院、手術等を補償します

医療特約

トータル「がん」補償

満6歳～74歳*2

がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します

トータル「がん」プラン

傷害ライトプラン

「個人賠償」の補償は付帯されません

補償拡大

シニア傷害プラン

「個人賠償」の補償

他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します

+

シニア医療特約

シニアトータル「がん」プラン

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

*1.継続加入は満85歳まで

*2.継続加入は満80歳まで

「けが」の補償 けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

※共済金をお支払いする場合、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

●お支払い事例



2,000円コース加入

33日間入院で
264,000円
お支払い

仕事中、ベルトコンベアに左手を巻き込まれ、左腕を骨折。



2,000円コース加入

46日間入院で
368,000円
お支払い

ゲレンデで、バランスを崩し転倒。右肩を強く打ち、肩関節断裂。

熱中症とは 急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被ったことをいいます

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

●例えば、このような熱中症になったとき



猛暑の中、工事現場作業中に熱中症になってしまった。



猛暑の中、スポーツをしていたら熱中症になってしまった。

商工会では労働保険の事務委託を承っております

パート・アルバイトに関わらず労働者を1名でも雇用している事業所は、業種や規模を問わず必ず労働保険に加入しなければなりません。労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」とを総称したもので、商工会ではその労働保険に関わる事務委託を行っており、商工会へ委託するメリットも多くあります。また委託するには条件もありますので、気になる方はお気軽に商工会までお問い合わせください。

メリット① 事業主や会社役員も労災に加入できます

労働保険は「労働者」のための国が運営する社会保険制度のため、事業主や会社役員は原則加入できません。しかし、商工会に事務委託を行った場合、労働者や会社役員も労災保険に加入することができます。これを「特別加入制度」といいます。

メリット② 労働保険料の3回に分納できます

労働保険料の納付は原則一括納付になっていますが、商工会に委託を行った場合は3回に分割し納付することができます。

メリット③ 雇用保険の資格取得及び喪失手続きなどが簡単です

従業員を雇った場合や辞めた場合、雇用保険の手続きが発生しますが商工会が代行いたします。また退職する従業員から離職票を求められた場合、会社はこれに応じなければなりません。商工会では離職票の作成をはじめとする雇用保険の手続きを代行いたします。

睦沢町商工会は情報発信に力を入れています

睦沢町商工会は、この「商工会ニュース」以外に、ホームページやX(旧Twitter)等でも情報発信しています。ホームページでは、商工会ニュースのバックナンバーの掲載や、事業する上でよく使う税務や労働保険関係の書類がダウンロードできるなど、経営に役立つものを目指しています。ぜひご活用ください。表紙のQRコードから飛ぶことができます。

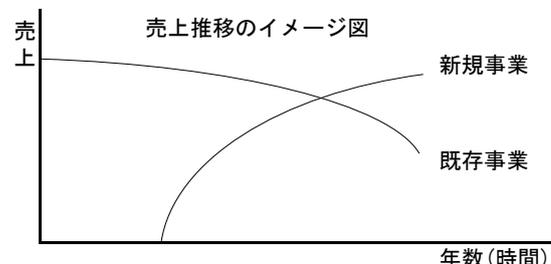
経営指導員大木の編集後記 vol.5

今回の記事にも多く登場していますが、近々様々な補助金が公募される予定です。補助金を申請する際には、必ず事業計画を作らなければなりません。最近では補助金申請者が多くなってきているためか、申請書の内容のレベルがかなり上がってきています。15年位前の持続化補助金の申請書はかなり簡素な内容でも採択されていましたが、今では、申請書をかなり作りこまなければ採択にならなくなってきました。申請者の多くは中小企業診断士などの専門家を入れて申請書の作成を行っていると考えられます。

ではなぜどの補助金も事業計画を作らなければならないのかというと、国が事業計画を作ることを重要視し、作成を推奨しているからです。

私も事業計画を作ることは重要だと思っています。これは先輩からの受け売りですが、既存の事業を同様のまま続けていたら、どうしても売上が減少してきます。理由は事業所を取り巻く環境の変化や、日進月歩する技術革新によるところが大きいでしょう。売上が下がってきてから新事業に取り組むのでは遅く、あらかじめ長期的な事業計画を考え、見える化し事業所内で共有、将来を見越して新たな取り組みをすることは、大企業や小規模事業者問わず事業を継続する上でとても重要なことなのでしょうね。

(右図)



睦沢町商工会ではこれらの事業計画の作成で活用できる中小企業診断士等による無料相談を定期的に行っています。昨今の補助金事情を鑑みると、中小企業診断士などによる相談は必須です。今後事業を続けるためにもぜひ活用してみてください。どんな些細な内容でも親切に相談にのってくれますよ。

あと補助金を申請する場合は、必ず公募要領などを熟読しましょう！